確申期

あ切る

長官

第2回長官団交

目的は確申期の昼休み

相談と考えられるが、伝

達内容にはそのことに明

提と受けとめていいか。 るが、昼休みの確保が前 保した上で」と言ってい

能な対策を講ずる。

すると職員伝達した。

協議会 簡易間仕切り

に応じた可視的に把握可

局署の実情

保できない現状だ。

両方が同時に実

たことに抗議する。重大

な労働条件の変更だ。

年の約束を一方的に破っ

ることで、昼休み対応が

可能と考え伝達した。

時間管理の徹底を宣言を

事だと分かって欲しい。

したにすぎず無責任だ。

協議会「昼休みを確

談は行わない」という長

「昼休みに相

納税者ニーズと職員の休 憩時間の確保を両立させ

ならないようにと回答さ

納得できる結論に達するまでの間、 達施策の凍結を求める山口代表委員

休憩が確保できるか。

協議会 割振りすれば

するよう指示した。

(1)

える。職員にも、休憩を

理者の責任だと明確に伝

想時間を取らせるのは管

適正な休

規対応はしないと言って

長官 屋休み相談で新

現できると考えている。

されてない原因は何か。

で対応ということか。

課長 近隣の公共施設

確申期を含め、

協議会 通常期も確保

いたのは事実だ。しかし、

徹底と休憩場所確保が

とから、更なる勤務時間

れていない場合があるこ 45分の休憩時間が確保さ

理な場合でもパーテーシ の借り入れや、拡充が無

ョン等を活用するなど、

の割振りを確実に行うよ

無謀な21年「一元化全署拡大」、名古屋局メール事件に象徴される不当労

した。このほか、ノルマ撤廃・パワハラの根絶、確申期の職員負担軽減、

働行為問題について追及しました

強行した当局を厳しく追及、確申期の昼休み相談の凍結・再検討を迫りま

交しました。交渉直前の11月19日に伝達があった昼休みの窓口完全開放を 冒頭一昼休みの時間帯の対応策について再検討を求める申し入れ書」を手 全国税・全税支部協議会は11月30日、牧野長官との団体交渉を実施し、

税

具体的な実施は現場任せ

2007年12月20日

発行所 東京都千代田区霞ヶ関 財務ビル内(〒100-0013)

全国税労働組合 発行人 岡田 俊明 電 話 (03) 3581-3678 FAX (03) 3507-0886 振替口座 00140-2-68514

"税務の職場" 何でも110番

の職場、何でも 話とFAXは上記の番号ま でどうそ)。

問題を解決するため「税務全国税は、職場で起こった を常時設置しています(電 | | |

◇ 全国税ホームページ ◇

丁寧な説明を求めたい。 など物理的な最大限の措 課長 パーテーション 判断したのか

してもらいたい。 置をしてきたことを理解 ケートでも「庁舎拡充 協議会職場要求アン 味か。 いよう知恵を出していき たいし、中長期的には予 するような環境にならな

できるだけ我慢

ても困る。審査・入力は に、署で決めろといわれ

を求める声が一番多い 庁舎改善を行った上で提 段ではないか。割振り単 談、窓口完全開放への手 目的は確申期の昼休み相 りとしたが複雑困難で、 算をとっていきたい。 協議会 割振りを47通

れということか。

課長 そうなるのでは

窓口業務以外の仕事もや 話はどうなのか。結局、 窓口業務ではないし、電

取るのは権利だと徹底し

申期は、アルバイトや派 案すべきではないか。確 遣職員が職員以上に勤務

ら、実際はなんでもやる

協議会説明できてい

い。職員はたまったもの

振ると言っておきなが

協議会 窓口業務を割

切るのは無理だ。 長官 納税者の声もあ 、パーテーションで区

ている。

環境づくりを本気で考え

45分の休憩をとれる職場 ていきたい。気兼ねなく

の高い仕事だ。確保が仕 管理者に無理強いになら 協議会多忙を極める 長官 管理者の優先度 もできない。局に実情を わるまで待つということ るので、庁舎の改善が終

ないのか。

課長 可能な限り確保 協議会 休憩場所は確 ズ」で待てないという意 適切にやっていきたい。 「納税者ニー

聞き把握し休めるように



上意下達、現場無視の施策に抗 議する垣花副代表委員

るということ 取れるのか。 て45分休憩を取

ではたまらない。管理者 も割振られるの は局署が工夫し に、どう責任を 課長 具体策

というのか。 長官言っている…。

長官 詰めていない訳 協議会 これで読める

ればならない。方向性と して超勤を圧縮するとい ではない。管理職にとっ 協議会 超過勤務手当

職員は権利意識持て」とも。 間か、一週 ることで 署で決め 位は一日 課長 事を増やしただけだ。ロ ーテーションを組むのも 入変な作業だ。病人等が

職員が納得できるまで凍

〈ヒント〉

協議会再検討して、

(出題) 九段

石榑郁郎

詰

碁

重要である、これで上手

ては、勤務時間の管理は

結すべきだ。

「45分確保する」本気でやると大ミエ切った牧野長官。「管理者の責任徹底

という時 確定申告 ある。 協議会 かえだ。 が超勤により対応するこ よるが、割振りされた者 でたら割振りは全面組み 課長 その時の判断に

る体制を実現していきた

協議会 これまでは収

う、来年からやっていけ

長官 45分が取れるよ

段があります。

ナカデにして仕留める手

(7分で初、二段以上)

れる人がでてくる。 の確保はできない。こん な施策ではバタバタと倒 協議会 それでは休憩 限定的な業務をしてい 強いニーズとは、何があ た。しかしこれを覆した 受、用紙配付、証明など

ていないのかなぁ。 も、何も考えていない。 伝達とは思えない。上意 ►達の現場無視だ。しか 長官 説明が理解され 協議会十分に練った てたいからとしかみえな ったのか。 て、誰かが「手柄」をた 協議会 経過からし 課長 ニーズを聞いて

談のことを書かなかった ない。伝達で確申期の相 ッ」という点もあるし、 ではない。 長官考えすぎだ。

えを変えることはない。 させていただきたい。 意見を無視しない、活か 現在のところ我々の考 今日聞いた話で、「エ

野船長は力まかせに舵を 憩時間を取得せよ」と檄 識を持ち、気兼ねなく休 が極めて高い職責、本気 切った▼「勤務時間管理 確保する」と高言する牧 み休憩時間45分は本気で が起ころうとも、「昼休 度重なる荒波で船内浸水 ラを鳴らした▼航海中、 た。一方、「確申期昼休 し、乗組員には「権利意 で意識改革する」と威嚇 徹底は、管理者の優先度 「国税庁丸」は出港のド み相談」航海に乗り出す

相談開 は 従 削 に努める おり

務を課している。これを 事務室内に休息可能で遮 憩室の設置など労基法は 断されたスペースを確保 協議会 一斉休憩の原 自由利用の原則、休 に処理することがないよ は行わないことを確認し 時間、第三に昼休み相談 行わない、 って、第一に休日出勤は 休日出勤を前提 確申期にあた 第二に9時 の相談開始

う努力したい。相談開始 時間はその通り。 こと。水曜日・金曜日の も前事務年度より超勤時 だ。全国どこの税務署で 月にやるのは約束違反 ノー超勤デーには超勤さ 間を削減すると確約する 協議会日曜開庁を3

せないと約束すること。 たるというのは避けなけ も極力定時退庁してもら は、確定申告期において 約束をしてもらいたい。 いたいと思っている。 協議会 超勤を減らす 超勤が連日にわ

> されていると承知してい うかは不明だが、超勤し 要求に応じること。 ない。補正でできるかど を完全支給し、追加予算 つのは申し上げられる。 に場合は実績により支給 長官 サービス残業は

わせないと確約するこ 中腰指導は行 と言ってほしい。 違う。中腰は絶対だめだ みて判断している。 う配備するかは納税者や 方式としたい。そのとき 相談会場などを総合的に かりで、何の対策もない。 に、ハイカウンターをど 長官 署によって対応 協議会現場の工夫ば 協議会 長官によって 長官 今年も巡回指導

玉 民

撤収命令」

でインド洋

から海上自

賀に帰港し 衛隊は横須

見えてくる。こんな「大 船」に乗せられてはたま り「昼休み相談航路」の もままならず、ヘトヘト ったものではない。 の乗組員を尻目に、ひと 手柄に喜色満面の船長が を飛ばすが…▼休憩時間 合・B組合」「マル全・国労」

これが一点。

総務課長に送られた、組織的に行われた。

解決するのか明確に回答してほしい。

名古屋局「メール事件」

職務命令違反だったのではないか。

その組合員を当局は差別してきた。

る4名の該当者をポストへつけるべきだ。

回復し、これまでの差別を是正することが必要だ。

れない。分かるように説明責任を果たすべきだ。

庁が差し入って話すことでもない。

局長は、踏み込んだ重い発言をしている。

ようとは思っていない。

協議会

報告にあるとおりだ。

長官

伝えない」

長官

全

争点は

(第三種郵便物認可)

という表現を使ったことについて、過去に「A組

これは不当労働行為だ。局総務部総務課から署の

「文句を言ってきたら」

それが、たまたま誤送信

という隠語もあった。

前回交渉で現地で解決させるとしたが、10月17日局長

名古屋局長は、不適切な表現があった、不快に感じたこ

交渉では解決できず、現地は長官による解決を求めている。

は申し訳ない、組合差別はやっていないと答えたと聞いている 局の総務課から署の総務課に送られたメールだ。 局長は組織的ではないと言っており、信頼している。

もうひとつは

で全職員に送られたということで、職員までも不快感を抱いた。

「こういうことはもう止める」となぜ言えないのか。庁としてどう

個人的なメールを署の総務課長に送ったのなら、

加害者の話を丸々信じるというのはおかしい。

差別してきたことは事実だ。それは犯罪である、

左京署の還付金詐取事件だが、この者が前任署でできなかったの

もっと話すことがあるなら名古屋で行ってもらいたい。 当局に良心があるのなら、差別をやってはいけないと改

は、そこにきちんとチェックする全国税組合員がいた事実がある。

善すべきだ。その意味でも、定年退職を前に上席にすえおかれてい

メールを送ったのは仕事だろうが…。表現については局長

重要な伝達であるにも関わらず、「Zは文句がなければ

ということ自体、問題だ。不当労働行為を認め、損害を

名古屋局長が明確に話しているので、何か特別なことをし

当局が長年全国税を嫌悪し、敵視し、

不当労働行為を認めるかだ。長官の見解を聞きたい。

職員は2~3割に

きないではないか」。あ

としていない。

漏れは全て重加だ、調査 東京局の統括官は「収入 いのか」と怒号が響く。

対応をとっていきたい。

協議会 ノルマを煽る

ており、超過勤務は前提

実情に即した無理のない に用いることなく、署の

る職場では朝8時過ぎに

「それ位の仕事ができな

りを指導していきたい。

2008年1月12~13日

中京大学教授

また、窓口を設置して、

スメントのない職場づく

第47回税研全国集会

憲法を活かす税財政・

税務行政をめざして.

応能負担原則の確立を

トヨタ自動車の労使関係(仮題)

正機氏

事務計画とすることとし

ワハラ問題を真剣に掘り 調査件数ノル 労働強化、パ 長官 ハラも深刻さ増 札幌局では法人の局幹 格の尊重が重要 マに悲鳴 がヒドすぎる。準備調査 は一日5件……こんなこ

下げる必要がある。 部が「全国一実調率が低 い」とハッパをかけてい とではマトモな調査もで

達すると長官に迫る交渉団 る。「いくら ない状況だ。 あっても足り なった件数を なんでも件数 た声を紹介す いくら時間が こなすため、 る。2割増と が増えてい ・トに書かれ 職場アンケ 法人で超勤 勤のやり過ぎで、予算が る女性調査官は、「件数 しい」とも。さらに「超 れば超勤というのはおか っているのに、できなけ い。朝早く来て最大限や が多すぎて決議ができな

見た」

ている。 の策定にあたっては、年 次休暇や各種研修等を勘

「パワハラ受けた、

れ、サービス残業になっ なくなっている」と言わ も同様で、 分は職場にいるのに家に 部下宅に電話をかけ「自 いるとは何事だ」と呼び 協議会 金沢局幹部が、夜11時 長官の指導が と回答している。どう解

パワハラ問題 届いているか。

員が、「受けた」「見た」 る。こういう話は長官に パワハラを2~3割の職 協議会 アンケートで 長官承知してない。

周りで4人が退職してい

ここ数年でその統括官の まま延々と叱りつける をやり直せ」と立たせた ことが、パワハラを煽っ もらいたい。漫然と局署 ている。これをただして

> 大変だと報告されてい 初めての職員が多い署は

• • • • • • • • • •

る。目標をやれとはいっ

いようにと指導してい

調査であれ、無理のな

ていない。

めだ。「無理するな」と の幹部に話すだけではだ

叩きするのは適切ではな 力的に運用するように指 悪いとは思わないが、尻 い。署の実情に応じて弾 長官 目安を持つのは る。2年後一斉に一元化 () するのは無謀だと言いた

とは考えていない。 ルズルと先延ばししよう してやってきている。 平成21年を目指 O J T 研修の

T専門職員の配置だ。第 事務分担を持たないOJ 改善を求める。第一に、 う問題がある。 らされている。 上乗せ、人が必要だが減 い。一元化すれば事務が が、牽制できる環境がな 還付詐取事件が起きた

と受けとめていいか?

協議会「無理するな」

長官

申し上げた通り

ぶしていきたい。

いては意識をしている。 任がとれず、不安だとい 税法を知らない中で、責 ウトソーシングが進み、 長官 職員の派遣につ えます【関係機関に伝 かんけいきかんにつた 事しくさって」。 門用語。翻訳すると いかんにおもう【遺憾 段の目標数値だけが アホがしょうもない に思う】不祥事対応専 目的が吹っ飛んで、手 へ歩きしている典型。

う【 e-T a x勧奨】 【近畿・南大阪支部】 ーたっくすかんしょ

第か採点しよう。 と檄をとばすこともし バツ。権利意識をもて が正解か、合格か、落 意識改革抵抗者として よ」と発言した。これ う。職員は権利意識を り意識改革を本気で行 もち気兼ねなく休憩せ 管理者の重要職責であ 文句がある管理者は



仕事をさせた。あ アンケートの悲痛な声を長官に(藤平評議員) して研修等を通じ、ハラ おり、今後、管理職に対 ことが重要だと認識して 重しあい、風通しの良い 力を十分に発揮するため 決していくのか。 には、お互いの人格を尊 長官 職員が個々の能

灯っている。試行開始後、 職員から平成21年に全国 元化試行署

一元化「先延ばし考えない」と言うが

ひどい「OJT研修」「指示命令」

し、適宜OJTを実施す じて研修を行っている

ていきたい。

ること。

も1統括の目が行き届い

一元化署を見て、必ずし

えます】話を終わらせ

にいときの常套句。

長官 今でも必要に応

るOJT研修マニュアル

一に、個人に任されてい

を当局が組織的に策定す

が把握できないから、 協議会

門から一元化に派遣され ている職員の仕事を上司 に不安を抱いている。部 指示命令系統

ている。 事務年度においても研修 るよう指導している。19 を計画に織り込んでやっ

過勤務を把握できず、

すればいいとは思ってい 員の負担を減らしたい。 検討している。 かということは、 事務のどこに問題がある いて拡大をしていって職 ない。相応しい事務につ いては、何でもかんでも 事件に関わって、管理 アウトソーシングにつ 真剣に

番気にしている。解決し ていない事実について一 知らん頭デッカチが思 策】庁の、現場を全然 現場にはいい迷惑。 を」と無理矢理ひねり 点施策】局が「何でも じゅうてんしさく【重 出した策。多くの場合、 いいから前と違う事 します】何もしません。 けんとうします【検討 しんきしさく【新規施 いつきだけで下してく

のが好手段。 白4に黒5 5は白3でセキです。 白2で5なら黒イ白イの でナカデになり白死です。 上、黒4で白死。黒3で

〈解答〉 黒1から3と打つ

詰 碁 官解答は花マル?

組合的に考えると長

ある。試行の矛盾だ。ア

で追加支給をさせた署も

ろがある。全国税の指摘

当を支給していないとこ

業界用語辞典

組合らしい発言だ。 ない組合より、よほど

猿田

◇詳細については、お近くの全国税組合員まで

【東京・中支部】

花マル回答

とが今ひとつ分から ぴー・てい - [P·T] がかかる。 ムの略。やっているこ パフォーマンス・チー

それ以上、現場に迷惑

る策。重点施策同様か